

令和6年度介護報酬改定における主な改定内容

改定内容の概要は、以下の資料ををご覧ください。今後、厚生労働省から追加の情報やQ&A等がありましたら、速やかにお知らせします。

1. 事業所運営関係

(1) 全体

指定サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正の主な内容について（社会保障審議会介護給付費分科会第238回資料）（別紙資料2-1）を確認してください。

(2) 指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けることについて

令和6年4月から指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けることが可能となりますが、指定に係るスケジュールが指定居宅介護支援事業所の指定を受けた時とは異なりますのでご注意ください。

指定介護予防支援事業者の指定の際には、介護保険の被保険者その他関係者の意見を反映をさせるために必要な措置を講じなければならないことが介護保険法で定められております。そのため、郡山市では指定居宅介護支援事業所からの申請を受けた後、郡山市介護保険運営協議会から聴取した意見を踏まえて指定することを予定しています。

したがって、指定介護予防支援の指定は、年に複数回開催される郡山市介護保険運営協議会開催後に行うこととなります。

指定居宅介護支援事業者の指定介護予防支援の指定申請の時期や指定の時期については、詳細が決まり次第、改めてお知らせします。

(3) 指定訪問リハビリテーション事業所のみなし指定について

令和6年6月から、介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可を受けたときは、これまでの通所リハビリテーション事業所に加えて、訪問リハビリテーション事業所の指定もあつたものとみなされます。既存施設の取り扱いについては、詳細が決まり次第、改めてお知らせします。

2. 介護報酬関係

(1) 全体

令和6年度介護報酬改定における改定事項について（社会保障審議会介護給付費分科会第239回資料）（別紙資料2-2）を確認してください。

(2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

上記資料及び資料2-2を確認の上、以下の書類を提出してください。

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する体制等状況一覧表
- ・添付書類チェックリスト
- ・添付書類

※今回の介護報酬改定の対象外の加算であっても、新規、区分の変更又は取下げ等あれば、届出が必要です。

なお、4月分の介護報酬に係る介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出期限は、次のとおりとします。

【提出期限】 令和6年4月1日（月）

※厚生労働省告示案及び通知案は、厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

（ https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000076613_00001.html ）

(3) 介護職員等処遇改善加算等について

令和6年3月7日付け5郡介第3805号で計画書の提出について通知しましたが、再度ご連絡します。

計画書の提出期限は、次のとおりです。加算を算定する事業所（法人）は必ず提出が必要です。

【提出期限】 令和6年4月15日（月）

また、令和6年4月から新たに加算を算定する場合や、加算の区分を変更する場合は、別途「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出が上記(2)のとおり令和6年4月1日までに必要です。

市ウェブサイトへ通知や様式等を掲載しています。

（ <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/68/2250.html> ）

※令和6年6月からは、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、介護職員等処遇改善加算に一本化されます。一本化後の加算についても「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の届出が必要です。

居宅系サービスは5月15日までに、施設系サービスは6月3日までに提出してください。

(別紙) 資料2-2の確認方法

資料2-2の内容は大量にあり、改定内容の系統ごとに記載されています。
 自事業所に必要な内容だけ確認したいときは、次の手順で行ってください。

- (1) まず、資料2-2のP188とP189からP223までの中から自事業所のサービスの改定事項が掲載されているページを探す。

【例】訪問介護の場合、P188の全サービス共通とP189に記載されている事項が関係する事項です。

全サービス共通

改定事項

- ① 3(2)⑦人員配置基準における両立支援への配慮★
- ② 3(3)①管理者の責務及び兼務範囲の明確化等★

1. (1)訪問介護

改定事項

- 訪問介護 基本報酬
- ① 1(2)①訪問介護における特定事業所加算の見直し
- ② 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進
- ④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進
- ⑤ 1(7)①訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し
- ⑥ 2(1)⑯訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化
- ⑦ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- ⑧ 3(2)①テレワークの取扱い
- ⑨ 4(1)①訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し
- ⑩ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
- ⑪ 5③特別地域加算の対象地域の見直し

- (2) (1)で探したページに記載のある項目をP1からP186の中から探します

全サービス共通

改定事項

- ① 3(2)⑦人員配置基準における両立支援への配慮★
- ② 3(3)①管理者の責務及び兼務範囲の明確化等★
- ③ 3(3)②いわゆるローカルルールについて★
- ④ 5

3. (2) ⑦ 人員配置基準における両立支援への配慮

概要 【全サービス】

○ 介護現場において、治療と仕事の両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下の見直しを行う。

ア 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。

イ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。

【通知改正】

基準・算定要件等

○ 運営基準の解釈通知及び報酬算定上の留意事項通知について、「常勤」及び「常勤換算方法」に係る取扱いを以下のように改正する。

	母性健康管理措置による短時間勤務	育児・介護休業法による短時間勤務制度	「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける短時間勤務制度
「常勤」(※)の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤扱い	○	○	○(新設)
「常勤換算」(※)の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1(常勤)と扱うことを認める	○	○	○(新設)

※人員配置基準上の「常勤」及び「常勤換算方法」の計算においては、常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本)勤務している者を「常勤」として取り扱うこととしている。

- (3) 基本報酬はP162から186までの中から該当するサービスを探してください。